

庄内平地農村の入会地（下）

— 村方資料にみる入会地の生涯 —

宇佐美 繁

五 地租改正以降の変遷過程（入会山）

（一）入会山の利用形態

（1）高尾山條約

地租改正でもって官有地とされた鷹尾山入会地は千町歩をこえる一面の草山であり、官有地編入後も、その利用権は事実上藩制期からの縁故村に残された。官有地編入と同時に地元上下北俣村と荒瀬郷八力村（明治九年に合併して誕生した村数）との間に結ばれた『高尾山條約』は、編入後の利用のあり方を明文化したものである。そこでは従来からの地元沢郷と、平場沖郷の対立を背景とした官有地編入についての理解の差を残しつつ

つも結局は、沖郷の村々の「入会権」を認める方向で條約が結ばれている。その関係村および関係面積は第6表のとおりであるが、まず、地元上下北俣村から出された「條約証書」をみてみよう。

條約証書

字西澤 壹番

第五大區二小區

一入會 秣場

上下北俣村

同所 貳番

第五大區八小區

一入會 秣場

庭田村

城輪村

右三ヶ村持

（中略）

合計貳拾ヶ所

右地所従来入會ニテ秣刈取来候名稱ヲ以地引帳ニ及今度官民區別御札之上官地之御請書ヲモ取認候處全地入會ニ無之旨御掛合御尤奉存候其實水田近傍ヨリ田植前カツキト唱ヒ候草且田植後ト雖モ耕地ニ防害ヲナス藪草等刈来候續ヲ以入會事ニ取調候迄ニテ全地ニ入會ニ無之者勿論ニテ向後其違約不致条殿実ニ御座候為後証村惣代以連印契約証依テ如件

明治十年二月二十一日

第五大區二小區上下北俣村

村中惣代 阿部甚右衛門

阿部兵四郎

高橋久太郎

富樫興兵衛

東海林七郎左エ門

里 正

前田仲治
浅井市郎

各村々里正中

前書之通聞届候也

戸長 中村重積
（⑤『豊原』）

ここでは、荒瀬郷の平場の村々が利用している二〇カ所、一四三町が、官有地に編入され、それが入会地ではないとした官民区分を「尤奉存候」と歓迎し、加えて、これまでもカツキや藪草を刈り取って入会として「取調」べていただけのことであって、全地、入会としての実態はなかったことを主張している。そして、入会でないことだけを確認して、今後の利用内容については全く言及していない。

この文章には、地元沢郷の村の、積年の恨みがこめられているように見える。

そもそも鷹尾山が入会札山として確定したのは、この上下北俣村、山谷村（沢郷二村）と、平場（沖郷）の村々との、貞享四年（一六八七）の争論を契機としたものであった。その時沢

郷の二村は、鷹尾山は山境があり入会地ではないことを主張しながらも、そこを入会地とする藩の裁定の前に敗れている。その後二百年間、時には自分達の土地として、焼畑を開くと、その都度藩や大庄屋の咎をうけながら、その屈辱に耐えてきたのであった。文中「入會事ニ取調候迄ニテ」という個所は、そうした藩（公）の取り調べが、公（官）それ自身の手で覆えられたことに対する見下しの念さえ感じられるのである。

他方平場沖郷の村八カ村から出された「條約証書」は、極めて控え目ながら、官有地編入後も「入會秣場ニ取調候上者古来之通右水田用肥草」を刈り取ることを明確に記したものであった。右秣場之義其村之持山江入近傍ニ有之水田用田植前肥草丈其村ニテ苅来且耕地江防害ヲナス藪草等前々刈来候義ニ付可致入會秣場ニ取調候上者古来之通右水田用肥草丈少シモ無違背急度為刈取可申候為後日之條約証書依而如件

明治十年二月廿一日

第五大區八小區庭田村

地主惣代 後藤長太郎

（以下八カ村の地主惣代 里正二六名連署）

第五大區二小區

上下北俣村中

前書條約証聞届候也

第五大區八小區戸長 庄司則久

以上のような官有地編入に対する受けとめ方の差異を残しながらも、翌明治十一年二月には、事実上従来どおりの利用を認めるかたちで次のような「條約證券」が、上下北俣村から出

(5) 『豊原』

されている。
 條 約 證 券
 飽海郡上下北俣村
 字愛澤長根四番

第6表 『高尾山條約』 関係村・関係面積 (明治10年)

地 番	面 積	縁故 (関係) 村名		
	反 歩			
字西沢 1	20.114	} 上下北俣村	庭 田 村	城輪村
〃 2	19.912			
〃 4	173.203	} 上下北俣村	豊 原 村	
〃 121	82.312			
〃 117	170.717	} 上下北俣村	本 楯 村	
〃 122	26.601			
〃 7	142.924	} 上下北俣村	保 岡 村	
〃 20	98.200			
〃 37	54.604			
〃 40	95.329			
字中合 173	10.715	} 上下北俣村	城 輪 村	
字西沢 36	86.425			
〃 119	91.510			
〃 120	34.121			
〃 44	117.529	上下北俣村	豊 川 村	
〃 46	106.308	上下北俣村	大豊田村	
〃 126	16.818	上下北俣村	鶴 田 村	
字愛沢長根 4	24.329	上下北俣村	豊 川 村	
字土沢 194	26.712	上下北俣村	本 楯 村	
字崩清水 126	30.429	上下北俣村	鶴 田 村	
字西沢* 123	28.804			
合 計	1,458.316			

注. *は『高尾山條約』の内、「條約證券」に記載されながら、「條約証書」には記載されていない。

飽海郡

庭田村

豊原村

城輪村

本楯村

星川村

大豊田村

保岡村

鶴田村

右村々中

前書之通一樣届候處相違無之条依而奥印如件

明治十一年十二月廿七日

元第五大區二小區戸長 加藤緩友^印

(5)『豊原』

この「證券」から、鷹尾山が前々から「塚」を築くなどして、村界をきめて利用していたこと、地租改正の際に官吏がきて点検の上、その草刈り利用の村界の取り決めをしていること、つまり、藩制期から事実上一村入会地として利用していたことが確認されると同時に、地租改正以降は公然と村界をきめて利用しうることになったことを知ることが出来る。

この他、六月一日を定日として、村界の改め、道路修繕を行うこと、刈り取る草は田植え前はカツキ、田植え後は(地元

の村々の所有する)田畑に「防害アル草及藪ニ限り刈取」りすること、該草山を猥りに開墾しないこと等が取り決められたのであった。

(2) 入会山の利用形態

明治一〇〜一一年の『高尾山條約』でもって、それぞれの村の縁故地として分割された鷹尾山は、事実上、藩制期末の村々入会の形式を残しつつ一村(一部落)単位での利用が継続された。それは鷹尾山入会地の北側に接続する常禪寺村字前山三〇五町の場合も同様であったようであり「旧三三カ村入会山」として、各縁故村毎に利用地が分割されている。二ツ柳・福升村の合併村である豊原村についてみれば、前山六六番一町二反二畝一七歩が縁故地として割り当てを受け、宮形、星川興野、木野内の合併村城輪村の場合は、前山七二番三反四畝一歩、新田目を中心とした本楯村の場合は、前山五〇、五一、五三、五五、五六、六〇の六筆合計四一町三反六畝が、その縁故地であった。

これら鷹尾山および常禪寺字前山の縁故地は、次のような「官有地草刈取願」を県へ提出し、その許可を得、刈取料金を支払って利用する形式がとられている。

官有地草刈取願

羽後国飽海郡上下北俣村字西澤四番

一草山反別拾七町三反式畝三步 官有地

《ノート》 庄内平地農村の入会地（下）

一五八

此草刈取料金壹円七拾三錢貳厘

但壹反歩ニ付金壹錢

内反別三反四畝拾九歩貳合六夕

上下北俣村地主惣代 加藤留治

此草刈取料金三錢五厘

但壹反歩ニ付金壹錢

内反別壹反六畝拾四歩四夕

上下北俣村地主惣代 加藤留治

此草刈取料金壹錢三厘

但壹反歩ニ付金八厘

内反別八町六畝廿七歩九合六夕

豊原村地主惣代 後藤市十郎

此草刈取料金六拾四錢六厘

但壹反歩ニ付金八厘

合反別貳拾五町五反五畝拾五歩

此草刈取料金貳円三拾九錢壹厘

但壹反歩ニ付金壹錢

内反別拾六町九反七畝拾三歩七合四夕

豊原村地主惣代 後藤市十郎

此草刈取料金壹円六拾九錢七厘

但壹反歩ニ付金壹錢

字同所百廿壹番

一草山反別八町貳反三畝拾貳歩 官有地

此草刈取料金六拾五錢九厘

但壹反歩ニ付金八厘

但明治十二年ヨリ滿五ヶ年季

右者從來稅米上納仕田畑養ノ為年々刈取來候処官民有區別御取調之際民有地ニナスノ証蹟無之官民地ニ御取調相成候ニ付而者可刈取樣無之難決不鈔候間依テ從前稅納刈取來候緣故モ御座候間書面刈取料金年々上納刈取相成候様被成下度図面相添此通リ奉懇願候也

明治十二年三月廿二日

飽海郡上下北俣村

願人惣代 加藤富治（留カ）

飽海郡豊原村

願人惣代 後藤市十郎

飽海郡上下北俣村

戸長 前田仲治

同郡城輪村

戸長代理用掛 本間政吉

山形縣令 三嶋通庸殿

(この願文への許可書)

書面願本年ヨリ来五ヶ年季刈取之儀聞届候条一ヶ年料金貳
円三拾九錢壹厘納期之通可致上納尤官用之節ハ即時差止候
條其旨相心得受書可差出事

但鑑札可下渡候條人名取調至急可差出事

明治十二年五月八日

(5) 『豊原』

こうして西澤山(旧鷹尾山)と常禪寺字前山は、年貢の代わ
りに草刈取料金を支払って、しかも個々の農家が「鑑札」をも
って入会う「入会札山」としての利用形態を存続させたのであ
った。それは、正式に「官有地」と区分されたことによる不安
定性を背負いながらのことではあったが、明治三十九年に「林野
特別経営事業」がこの地域を対象とする時期までは、大きな混
乱もなく、村々の農民による利用が続けられた。

この東山が、荒瀬郷の平場の農民に、どのように利用されて
いたかは豊原村の伊藤善治が記した『善治日誌』⁽¹⁾から知ること
が出来る。第7表は、『善治日誌』から明治三四年の山関係の
分をとりだして整理したものである。文中いくつかの地名・山
名が出てくるが、これらは荒瀬郷旧村の東山山中にある縁故地
であり、野中、ナラノキが豊原、マツタビが市條、ジャコウチ
レが新田目、オザワチが大島田、中吉田山は中吉田の縁故地で
あった。

《ノート》 庄内平地農村の入会地(下)

これによれば、四月上旬からはじまる柴刈りが六月中旬まで
続き、七月から八月いっぱいが草刈り、九月から一〇月までが
刈干しおよびボタ刈り、十一月から一二月月上旬までが萱刈りと
続いている。その間に道造りや野火番⁽²⁾にも出かけており、合計
労働日数は五三日におよんでいる。往復すると一日がかりの山
仕事であってみれば、当時の年雇若勢の主要な働き場面の一つ
が、この東山山中での労働であったことを示すものであろう。

さらに、これらの山労働が、単に秣や肥草刈りだけでなく、
燃料としての柴、刈干刈り、冬囲いや屋根葺用の萱刈り、主に
稲丹生の覆となるボタをつくるためのボタ(青萱)刈りと多方
面に及んでいることも注目される。それは平場農村においてさ
えも山の存在が、水田農業それ自体だけでなく、農家生活をも
支える有力な基盤となっていたことを示すものだからである。

また六月一五日の「馬造」、八月七日の「山伊勢講」、一〇月
二四・二六日の「土洗い」は、山で働く馬遣い若勢連中や馬の
休日であった。「馬造」は、春作業に頑張った馬の慰労と夏の
本格的な山仕事への準備と前祝い兼ねたもので獣医(伯楽)
をよんで、馬の歯ぐきや足に針をさして血をとり、爪を切って
貰う行事であり、「山伊勢講」は、若勢連の中休みで、市條、
観音寺あるいは新田目の料理屋で酒を酌み交わす慰労会であっ
た。そして一〇月の末に三日続けて若勢連中が集う「土洗い」
は、山労働を含む農作業の打上げを祝って、酒田や新田目から

第7表 伊藤善治（年雇）の明治34年の山間係日誌

4 月 ～ 6 月		7 月～8 月上旬	8 月中・下旬～9 月上旬	9 月中旬～12 月初旬
4 月	7 月	8 月	9 月	
6 東山ニ柴伐リ行き甘日ヒ ヲ送行キ	22 野中ニ草薙キ 来ル時六ツルチケ来ル	15 東山ニ刈乾薙キ長坂ノ 傍ニ刈リ 来ル時石ニ ツ引キ来ル大沢ヨリ	11 西山ニ松杭切り行キ 朝ボタタ刈ラントシテ観音 寺送行キ 雨ノ為メ戻リ	
8 東山ニスカタ道造リ 柴 ニアルニチケ来ル	24 野中ニ草刈テ草チケ馬 ノ物	18 山道造リ	16 野中ニボタタ刈リテ刈干チ ケ	
12 東山ニ柴伐リ 中吉田山 ニ行キ	25 シ シ	19 テラノギニ刈干テ草 チケテ肥草	17 テラノギニ刈干少シ刈テ 刈干チケ	
15 東山ニ野火番	27 シ	21 テラノギニ草刈テ草チ ケ肥草	18 東山長坂ノ傍ニ刈干少シ 刈テ刈干チケ	
18 東山ニ柴伐リ 市條山マ ツタビニ行キ	29 野中ニ草カタチケ馬ノ 物	22 シ ナラノギニ草カタチケ	19 テラノギヨリ刈干カタチ ケ	
22 東山ニ柴伐リ 野中送行 キ	8 月 3 野中ニ草刈草チケ肥草 肥草	26 ナラノギニ草カタチケ 行キ 昼間迄来リ	20 野中ニボタタチケ行 ク	
23 シ	4 野中ニ刈干テ草チケ 来ル	9 月 1 長坂ノ下ニ刈干刈テナ ラノギヨリ肥草チケ	19 東山ニ刈干チケ行長坂ノ 傍マテ	
5 月	6 6 ナラノギニ草薙キ 来 ル時青草六ツルチケテ 来ル	1 長坂ノ下ニ刈干刈テナ ラノギヨリ肥草チケ	21 東山長坂ノ傍ニ刈干チケ ナラノギニ刈干チケ行キ	
11 東山ニ蔵取リ 野中送行	7 山伊勢薙	3 東山長坂ノ傍ヨリ刈干 馬テ二度チケ	22 東山長坂ノ傍ニ刈干チケ 行	
16 東山ニヤケ柴伐リ 新田 目ノジヤコウチレ送行小 柴伐リ	8 ナラノギニ刈干刈テ 野中ヨリ草チケ三ツル ハ馬ノ物	4 ナラノギニテ休ミ野中 ヨリ刈干チケカタチケ	23 東山長坂ノ傍ニ刈干チケ 行	
17 東山ニ焼柴伐リジヤコウ チレ迄	9 ナラノギニ草刈テ 野 中ニ草チケ四ツル馬ノ 物	6 長坂ノ傍ニ刈干刈テナ ラノギヨリ刈干チケ	24 東山ニ薙刈リ島田オザリ チ送行	
6 月	10 ナラノギニ草カタチケ 馬ノ物三時頃マテ来リ	7 ナラノギニ刈干カタチ ケ行	11 東山ニ薙刈リ長坂ノ傍マ テ行	
12 東山ニ柴伐リヤケシバ市 條マテタビ迄		8 刈干丹生横ミ	12 東山ニ薙刈リ長坂ノ傍マ テ行	
13 東山ニヤケ柴伐リ マツ タビ迄			15 東山ニ薙刈リ野中送行 マツチ送行	
15 柴片付ケ＜馬造＞			27 東山ニ薙刈リ島田オザリ チ送行	

注：『善治日誌』明治34年より。月日は原文は旧暦で記されているが、ここでは新暦で整理した。

酌婦を呼んで賑わう休日だったのである。⁽³⁾

こうした入会山利用に関わる「草刈取料金」や「道造り」に要する費用は、馬を持って山利用する農家と、徒歩で山へいく農家とを区別して、その費用を徴収した。

例えば明治二八年の豊原についてみれば、「宇前山諸費」は合計一円四一銭であるが、馬掛割として馬持農家一二戸からは一戸当たり一〇銭一厘、歩行利用農家四戸からは、五銭徴収しているし、「西澤草山刈取料金式ヶ年分」「願書訂正及び熊夫賃」合わせて七円六六銭四厘の費用は「六分割馬持一二人、四分割歩行八人」として、馬持からは一戸当たり四四銭二厘、歩行からは二九銭五厘ずつ徴収している。

さらに、道造りについては、荒瀬郷の「三三ヶ村入會山道造規程」によって、次のような申し合わせがなされていた。

三三ヶ村入會山道造規程

第一條 道造區域ハ左ノ通相定ム

- 一 菩提寺山（茨堰橋表ヨリ）長坂上マテ
- 一 下道彌吉坂ヨリ曲沼マテ（區域外ト雖モ舊來ノ慣行ヲ以テ加フ）
- 一 大澤池道實藏坊山ヨリ大澤池飲喰場マテ
- 一 石鉢森道水呑澤ヨリ日形マテ
- 一 大澤土倉下ヨリ水穴マテ
- 一 御井清水向ヨリ越橋山日向マテ

《ノート》 庄内平地農村の入会地（下）

第二條 本道修繕人ハ年中（四ヶ月間舊四月十五日ヨリ全八月十五日マテ）三人ヲ置ク

第三條 修繕人ニハ四ヶ月間一人ニ付貳拾圓ツ、ヲ支給ス

第四條 本道修繕費賦課方法ハ左ノ如シ

馬一頭ニ付 一個

車一輛ニ付 六分

徒歩一人ニ付 三分

第五條 本道修繕方監督ハ年番役場ニ於テ期月中三回以上登山検査スル

大破等ノ為メ臨時修繕ヲ要スルハ年番役場ニ於テ

第六條 人夫ヲ各村ニ配當スルヲアルヘシ

費用決算報告ハ年番役場引継ノ節次ノ年番役場村長

第七條 ニ報告スル

此規程施行ノ日ヨリ舊來ノ稱シ來ル山頭ハ廢止スル

第八條

第九條 雇人指揮監督ノ為メ委員三名ヲ置ク（北通一人中通

第十條 一人南通一人）但年期ハ三ヶ年トス

委員日當一日金參拾錢ツ、支給ス但委員一人一ヶ月

二回宛登山スル

右之通決定仕候也

明治三十年三月十九日

關係各村惣代差立

一六一

(4)『越橋』

注(1) 豊原研究会編『善治日誌・上・下』(農業総合研究所、一九七七年) 参照。

(2) この野火番は、平地村の入会秣場に火入れし、それを看視するものではない。地元北俣村では、水田へカリ分を保給するため山へ火入れし、その灰が沢水に混って水田へ流れこむを利用する慣習があった。その北俣山からの火が、平場の入会山まで飛び火することのないよう看視に出たものである(杉山良太氏よりの聞きとり)。

(3) 昭和初期までの庄内平場農村においては、労働日と休日について、一つの定型化した慣行があった。ここでは山労働とそれに関わる休日について言及したが、農作業を含めた周年の慣行については、陣内義人「休日の社会慣行」、宇佐美繁「若勢連中の世界」(豊原研究会編『善治日誌・解題』、農業総合研究所、一九七六年)を参照のこと。

(3) 入会山をめぐる争論

官有地編入後の東山は、旧三三力村の入会山であったが、争論の少ない山であった。村人の間でも、山中に積み置いた草や萱が盗まれ、その犯人を捕えて罰した話はいくつか残されているが、⁽⁴⁾山境をめぐる争いについての言い伝えは全く残されていない

ない。以下で紹介する資料は豊原の徳兵衛家文書に入っていたもので、先に二の(二)でみた岡島田と木野内の山境をめぐる争論の後日談ともいうべきものである。

旧鷹尾山入会地内にあった木野内山と岡島田山は、その山境をめぐって、天保期から争論が繰りかえされていたが、正龍寺は木野内へ加担し、その報酬として木野内山の一部に入会権が認められていた。先の文書はその正龍寺が岡島田と木野内の「論所」へ入りこんだとして、岡島田が肝煎へ訴え出したことに端を発したものであった。肝煎長吉の調査の結果は岡島田からの掛け合いを不当なものとして退け、木野内と正龍寺に軍配を上げたのであった。官有地編入後においても、この地所は両村が「草刈取料金」を折半して上納し、利用し続けてきたのであったが、明治二六年になってこの料金負担および利用馬匹頭数割当をめぐって争論が生じた。その仲裁に当たったのが、豊原(二ツ柳)の兵田兵太(徳兵衛)であった。先の慶応年間の争論の際も、裁定した肝煎は二ツ柳村の長吉(喜三郎)であったことを思えば、旧二ツ柳村の持つ政治的性格が際立って見える。以下その裁定結果の全文を紹介しよう。

壹番字西澤草山之件

大字城輪大字庭田

明治三十年八月三日起

仲裁人 兵田平太

飽海郡北俣村分毫番字西澤及ヒ常禪寺村分七拾貳番字前山
草茹取關係人協議ノ上左ノ件々ヲ契約ス

第一 該草茹山ハ入會之權左ノ割合ヲ以テ相定ム

一草山反別四町貳拾六歩

北俣村分毫番字西沢

一草山反別參反四畝拾壹歩

常禪寺村分七拾貳番字前山

合計反別四町參反五畝七歩

内貳町九反參畝貳拾參歩四厘七毛五絲 大字城輪ノ

内舊木野内

内老町四反壹畝拾參歩五厘貳毛五絲 大字庭田

第二 該草茹山數十年前ニ有テハ權リ舊木ノ内ニ於テノミ

草茹自由シ來リタルモ偶慶應年間舊木野内ト隣地持舊

岡島田トノ間ニ紛擾ヲ生ジ境界諍論ノ際旧木野内ニ於

テ舊正龍寺(現今大字庭田)ニ對シ其當時加勢ヲ請ヒ

後チ終局ヲ結ブニ當リ舊木野内ハ其報酬トシテ始メテ

入會地ト為シ爾後庭田ヲシテ五頭ノ馬ヲ以テ草茹致サ

シメタル契約本日マテ双方ニ於テ確守シ來リタルハ事

実上明カナリ而シテ明治十二年ノ頃草茹拂下ケノ際ハ

舊木野内舊正龍寺ノ名面ヲ以テ拂下ケ草茹取料ハ折半ヲ

以テ上納シ來リシガ原トヨリ其割合均一ノモノニ非ヲ

サレハ納メ來レル草茹取料已往ノ分ハ本月拾五日程リ前

《ノート》 庄内平地農村の入会地(下)

項ノ割合ニ應ス舊木野内ニ於テ舊正龍寺ヘ割戻シベキ
事

第三 將來茹取料ハ勿論雙方ニ於テ前項ノ割合ニ基ツキ上

納シ總テノ諸費其割合ニ因リ出金スル事

第四 該草茹山ハ左ノ割合ヲ以テ草茹取ルヘキ事

一馬拾頭 大字城輪ノ内旧木野内

一馬五頭 大字庭田

第五 前項馬數相定メタル上ハ雙方ニ於テ無異議其割合ニ

因リ草茹取ル事

但第六第七第八之場合ハ其限ニ非ス

第六 舊木野内ニ於テ定馬數拾頭ヨリ貳頭ノ増數有ル毎ニ

舊正龍寺ニ於テ老頭ツ、増數スルコトヲ得ヘキ事

但旧木野内ニ於テ貳頭ノ増頭ナキ時ハ舊正龍寺ニ於

テ増數スルコトヲ得ズ

第七 舊木野内ニ於テ定數ヨリ幾頭ノ減數アリト雖舊正

龍寺ニ於テハ定數ヨリ減數セルモ其勝手タルベキ事

第八 舊正龍寺ニ於テ定數ヨリ幾頭ノ減數アリト雖舊木

野内ニ於テ定數ヨリ減數セルモ其勝手タルヘキ事

第九 前各項ニ定メタル外ハ總テ從來ノ慣行ニ因リ茹取ヘ

キ事

第十 本契約ハ雙方協議ノ上ニ非ラサルモノハ加條訂正ス

ルコトヲ得ス

前書契約将来確守セシカ為メ其證トシテ正本貳通ヲ製シ舊
木ノ内舊正龍寺ノ變方テ各屯通ツ、保存シ置クモノ也

明治三十年九月貳拾八日

飽海郡本楯村大字庭田字西久稱添八番地

大字庭田惣代契約主

佐藤佐治右衛門

(10)『徳兵衛』

この裁定が下ってからは、旧木野内、旧正龍寺ともにこの契約を遵守し、争論もなく山利用が続けられた。

注(4) 山で盗んだり盗まれたりされるのは萱やポタ(青萱)

が多かったようである。『善治日誌』にも、罰として酒一升買った話が記されているが、新田目の杉山良太、木野内の池田藤十郎、池田孫三郎さん達は実際に経験している。その話を聞くことが出来たので紹介しよう。

ポタ盗人をつけると、一緒に山へ入っている村の若衆に知らせ、盗人が、ポタを馬に付け終わるまで、藪にひそんで見守る。付け終わったところを見計らいワツと飛び出て捕え、みんなで自分達の部落の神社へつれてきて、村中の馬づかい若勢を呼び集めて寄合し「裁判」にかける。ねらいは「酒」であり、被告側で酒(一升から五升の間)と肴(にし——にしんの干物)

を買えば終わりであった。それからは被告も一緒にな
って酒の宴となり、帰りには盗んだポタも馬につけて
戻してやったという。

駐在所へ知らせたこともあったが「盗まれるほうが
バカだ」といって相手にされなかったともいう。

「盗まれたカヤまでつけてやるのはどうなんですか」
と聞いたら「村の人そんなにハラわるぐねや、酒のめ
ればそれでえなだがら」という答えであった。

(二) 入会山の変貌

(1) 官有林下戻申請の顛末

明治三二年になって、国有土地森林原野下戻法が公布された。
それに伴って旧鷹尾山入会山関係村からも下戻申請がされてい
る。親村であった北俣村からの申請書は、先に三の(一)で紹介し
たが、その要旨は以下のようなものであった。

まず「事実」として、祖先が本村に居住を定めて以降、小柴、
萱、秣をはじめ自生蔬菜に至るまで悉く入会山に仰ぎ、必要あ
れば田畑をその地内に開き、樹木を植えたりして、秣場、田畑、
林地の別なく自由に保有してきたこと。然るに地租改正に際し
ては「是等共有山野ノ一部分ナル田畑及植林地ヲ民有ト為シ」
残りの共有山野は官有地に編入したことを指摘し、次いで下戻
申請理由を次のようにのべていた。一つは、民有地には総て租

税を課することが古来からの通規であるが、これらの共有山について、租税の一つである山税を納め続けてきたこと。二つは、その点を一步譲ったとしても、共有山野を官有地に編入しながら、元々同じ性質のもので共有山野の一部分である田畑および植林地を民有地とするのは筋が通らず、後者を民有地とするならば、他の共有山野を官有とするのは不当な処分であることを訴えたものであった。

この申請に対し、営林署長は次のような判断を下して上申している。

右取調候処

一申請地ハ小柴萱蓀及蔬菜ノ供給地トシテ山税ヲ納付シ生活ノ資料ニ充テ自由致シ来リ候処地租改正ノ際共有山野ノ一部分ナル申請地ニ介在スル田畑及林地ニ限り民有ニ帰セシメ前記山野ハ官有ニ誤調セラレタルニ付下戻アリタシト云フニ在リ

一申請地ハ小柴立及草生地ニシテ民有山野又ハ耕地ニ接続シ孰レモ一條ノ川沢ヲ中心トシ部落ニ向テ傾斜シ実地上柴草刈取ノ実蹟見ルヘク申請部落ト離ルヘカラサル關係ヲ有スル山野ナリト認ムルニ足レリ而シテ本件ハ旧藩代申請人共ノ百姓株ニ於テ各受持区域ヲ分割シ柴草刈取ヲ為シタルヨリ因襲ノ久シキ遂ニ彼此ノ認メテ以テ共有ナリト云フニ至レリト雖由來本件共有的柴草山ノ如キハ他

《ノート》 庄内平地農村の入会地（下）

ニ特徴ナキ限リハ部落有トスヘキ性質ヲ有スルガ如シ一申請人ハ地租改正ノ際申請地中田畑ヲ墾キ樹木ヲ植付タルモノヲ民有ニ認メタルハ所謂申請地ノ区域内ハ自由ニ領有シタル証左ナリト申立ツルモ現ニ民有ニ属シ申請地ニ介在スル田畑及林地ハ當時如何ナル理由ニ依リ民有ニ帰シタルヤ判明ナラズト雖多クハ耕耘又ハ植立行為ガ不法ニ出テザル限リハ特ニ民有ニ調シタルモノニシテ敢テ申請地所有權ノ効果ト認ムル克ハズ

一之レヲ立証ニ徴スルニ明治五年全七年度地租皆済帳ノ米八斗山税明治四年全七年度取立名寄帳ノ山年貢ナルモノハ仮リニ正租ナリト推定スルモ他ニ綜合スヘキ古図等ノ徴証ナキヲ以テ之レガ申請地ニ対シ納付シタリト認ムヘキ証左充分ナラズ

要スルニ本件立証薄弱ニシテ採用スルニ由ナキヲ以テ不許可相成度別冊目録添付此返事及上申候也

三十五年十月二十七日

署長

農商務大臣殿

（秋田営林局保管『山形縣飽海郡下戻申請書類』より）
こうして北俣村からの二百町歩におよぶ下戻申請は却下された。他方、沖郷の村々からも明治三三年に下戻申請がされている。しかしその関係文書は残されておらず、わずかに越橋村文

書の中に残された「議事録」から申請し、却下された事実を知ることが出来るだけである。

議事録

本村會（注本楯村村會）ハ左記ノ事件議決ヲ要スル為メ明治卅七年三月廿八日ヨリ本村議事堂ヘ招集ス

明治卅三年一月三十日付申請セル山林引戻ノ件却下相成候ニ付今回行政裁判所ヘ訴願提起ノ件

④「越橋」

この内容は「重大ノ件故平席ニ於テ特ト調査致度ニ付暫時休憩時間ヲ与ヘラレン」が動議として出され、賛成多数で休憩に入ったことが記されているだけである。ただ、議長が松本謙吉（当時の本楯村長）となっている点からみて、旧村（大字）単位ではなく、本楯村として一括して下戻申請したものと考えられる。

下戻申請は、この他内郷村、上郷村等々から出されたものが残されているが、そのいずれもが却下されている。却下の理由は「要スルニ証拠不十分」という事であって、申請理由に正面から反論したものではなかった。そのため「議事録」にみるような裁判闘争へ持ちこもうとする動きも少なくはなかったようである。しかし旧鷹尾山入会山に関する限りでいえば、こうした動きから二・三年の間にさらに重大な問題が惹起し、入会山をめぐる営林局と地元農村の関心は大きく変わっていくことに

なる。

(2) 特別経営事業と地元農村の対応

下戻申請は却下されたが、入会山の利用は従前通り継続されていた。その利用が官有地に編入されたことによる制約に直面したのは明治三十九年のことである。

それまで藩制期からの森林の保護育林に力を注ぎ、農民が稗場として利用していた草山については、官有地として囲いこんでいただけで、何ら具体的な施策をすることのなかった明治政府は、下戻法と抱き合わせにして、明治三二年から国有林野特別経営事業を創設した。この特別経営事業は「不要存置林野の売払収入を資金として実測・施業案編成・造林・民有林買上を大規模に実施し、日清戦争後の増大する木材需要に応えて国有林経営を鞏固ならしめ、速かに木材の保続的供給の体制を確立する目的で開始された」⁽¹⁾ものであった。

明治三九年になって、この特別事業の対象地として前山、西沢山の官有地が指定されたのである。それは西部入会谷地を失い、今や前山、西沢山だけを稗・肥草の唯一の供給地として仰いでいた荒瀬郷の村々にとっては、官有地編入以上の大きな衝撃であった。ここに至って荒瀬郷旧三三力村、合併村でいえば、上田、本楯、一條の三力村は他の関係町村、部落を一部加えて大同団結して、代替地の保証および不要林野としての払下げ要求の請願に立ち上ることになる。

秣場及肥草採取場之儀ニ付請願

山形縣飽海郡觀音寺村大字常禪寺字前山國有林野五十一番ヨリ八十一番迄同郡北俣村大字丸山字西澤國有林野一番ヨリ百二十九番迄同上字愛澤長根同上字中臺同上字崩清水同上字土澤

合反別五百拾參町八反四畝貳拾壹歩

但此關係入會町村

觀音寺村大字常禪寺

同 村大字北仁田

一條村大字市條

同 村大字法連寺

同 村大字政所

同 村大字大島田

同 村大字岡島田

本楯村大字大豐田

同 村大字城輪

同 村大字豐川

同 村大字豐原

同 村大字本楯

同 村大字庭田

同 村大字保岡

上田村大字刈穂

同 村大字上曾根

同 村大字吉田

同 村大字鶴田

西荒瀬村大字穂積

山形縣飽海郡觀音寺村

大字常禪寺字前山五十番

一國有林野反別參町四反貳畝貳拾歩

本楯村大字本楯

同上五十一番

一同上 七町貳反七畝參歩

同 上

同上五十二番

一同上 拾八町六反四畝參歩

一條村大字大島田

(以下關係地番、面積、關係村については、第8表に一覽表として整理したので省略する。)

合反別五百拾參町八反四畝貳拾壹歩

右林野へ前記ノ如ク秣及肥料等ヲ拂受ケ採取シ來リ候處今
回政府ニ於テ全部造林ノ計画ニ着手シ剩^(ス)所僅々ニ相成關
係各大字ニ於テハ秣及肥料採取ノ途杜絶致候ニ付更ニ相當
ノ替地下附相成度理由左ニ陳述致候 抑々造林ノ地所ハ古

《ノート》 庄内平地農村の入会地（下）

一六八

來ヨリ三十三ヶ村入會地及ヒ村々持刈場トシテ區画ヲ定メ
秣及肥草ノ拂下ヲ受ケ來リタルモノニシテ元三十三ヶ村ハ
即チ前記ノ如ク觀音寺村ニテ二大字一條村ニ於テ全部上田
村ニ於テ一大字ヲ除キ全部本楯村ニ於テ全部西荒瀬村ニ於
テ一大字ヲ加ヘ戸數九百九十七戸ノ區域ニ亘リ馬匹ハ三百
九十二頭ヲ有シ耕作地ハ壹千五百參拾九町五畝拾八歩ノ面
積ニテ右肥料及馬匹ノ飼養ハ専ラ此ノ林野ニ因テ供給セラ
ルヘ所ノ所謂固定ノ財源又無盡ノ寶庫トモ云フヘキモノナ
リ而ルニ政府ニ於テハ造林地トシテ前記ノ場所引揚ケラレ
タルハ敢テ拒ム所ニ非ラスト雖モ農家ニ於テモ又戰後ノ經
營トシテ一大發展ヲ試ミサルヘカラサルノ時ニ際會シ前記
ノ厄ニ遭遇シ茲ニ頓挫ヲ來シ今ヤ固定ノ財源ハ没収セラレ
無盡ノ寶庫ハ關鑰ヲ失ヒ三百九十二頭ノ馬匹ハ飼養ノ途ナ
ク壹千五百參拾九町五畝拾八歩ノ耕地ハ緑肥堆肥ヲ施シノ
目的ナク又早晚行ハル可キ耕地整理ノ結果ハ一面益々馬匹
ノ増飼ノ獎勵ヲ認メ一面畦畔ノ廢除ト土手代及荒蕪地ノ減
少ニ伴ヒ一芻草ヲ得ルコト彌々難ク農家ハ一大悲境ニ沈淪
シツヘアルヲ以テ右救済ノ方法ハ即チ政府收容ノ地ニ對ス
ル替地ノ下附ヲ得ルヨリ外無之若シ此機會ヲ失ヒ不要林野
ハ種々縁故ニ依リ拂下ケラレ我々縁故ノ地所ハ沈収セラル
ヘニ於テハ他ハ恩典ニ浴シ我々ハ同一ノ恵ミニ預カルヲ得
サルノ不幸ヲ見ルヘク農家ニ於テ元肥ト稱スル堆肥ヲ施ス

ノ途ナキニ至ルハ農業ノ衰頹スルハ明カナリト云フモ過言
ニアラサルコト、信シ實ニ寒心ニ堪ヘサル所ナリ以茲關係
各大字惣代人連署ヲ以テ請願スル所以ナリ
右請願候也

明治三十九年

山形縣飽海郡本楯村

大字本楯惣代

富 樫 富 吉

池 田 辰 藏

日下部太郎右衛門

堀 竹 治

同 大字豊川惣代

土井 與右衛門

杉 山 甲子藏

三浦 松右衛門

小 松 久 助

同 大字大豊田惣代

仲川 徳右衛門

大 場 與八郎

村 上 清 七

三 笠 淺 吉

同 大字城輪惣代

池田 權三郎

菅原 林太

川崎 林藏

池田 專太郎

大字豊原惣代

兵田 鐵藏

伊藤 巳之助

大字庭田惣代

佐藤 佐治右衛門

後藤 鉄之助

大字保岡惣代

荒生 治右衛門

伊藤 久藏

本間 與治兵衛

高橋 嘉吉

佐藤 清藏

一條村大字大島田惣代

池田 松太郎

後藤 孫兵衛

大字岡島田惣代

大瀧 源藏

同 大字政所惣代

小松 重富

同 大字市條惣代

法連寺

阿部彌五右衛門

長谷川 傳三郎

小野 久右衛門

阿部 助治

同 上田村大字上野曾根惣代

伊藤 鍋藏

菅原 重太郎

同 大字吉田惣代

渡部 萬吉

同 大字鶴田惣代

今野 勘六

同 大字刈穂惣代

佐藤 八重藏

同 一條村大字寺田惣代

土田 兵治郎

同 大字北平澤惣代

土田 丹三郎

山形縣飽海郡

上田村長 菅原 惠治

関係地番，面積，関係村一覧

<豊 川>				<城 輪>				<大豊田>				<合 計>			
地番	面	積		地番	面	積		地番	面	積		地番	面	積	
	町 反 畝 歩				町 反 畝 歩				町 反 畝 歩				町 反 畝 歩		
75	6 3 6 20			72	3 4 11			68	8 1 2 06						
								70	31 3 5 08						
								74	3 3 9 28						
								79	7 7 10						
								80	1 5 8 10						
								81	1 0 4 05						
小計	6 3 6 20			小計	3 4 11			小計	46 2 7 07				131 3 3 02		
44	11 7 5 29			119	9 1 5 10			46	10 6 3 08						
				36	8 6 4 25										
				120	3 4 1 21										
				庭田と 共用 1	2 0 1 14										
				2	1 9 9 12										
小計	11 7 5 29			小計	25 2 2 22			小計	10 6 3 08				133 4 1 18		
	18 1 2 19				25 5 7 03				56 9 0 15				264 7 4 20		
<南平沢・北平沢>								<合 計>							
													114 0 0 21		
土沢 196	7 3 1 12														
小計	7 3 1 12												67 3 1 22		
	7 3 1 12												181 3 2 13		
								<合 計>							
													60 1 6 02		
													7 6 1 16		
													67 7 7 18		
													513 8 4 21		

第8表 明治39年「秣場及肥草採取場之儀ニ付請願」

本 橋 村																				
		<本 橋>				<保 岡>				<庭 田>				<豊 原>						
		地番		面 積		地番		面 積		地番		面 積		地番		面 積				
常 禪 寺 前 山		町	反	畝	歩		町	反	畝	歩		町	反	畝	歩		町	反	畝	歩
	50	3	4	2	20	54	15	1	1	12	57	5	2	1	25	66	1	2	2	17
	51	7	2	7	03						69	15	4	3	01					
	53	1	8	8	17															
	55	4	6	0	03															
	庭田と 共用56	8	6	5	05						本橋と 共用56	8	6	5	05					
60	19	6	6	11																
小計		41	3	5	29	小計	15	1	1	12	小計	20	6	4	26	小計	1	2	2	17
西 澤 山	7	14	2	7	20	20	9	7	9	04	城輪と 共同1	2	0	1	14	4	17	3	2	03
	117	17	0	6	18	37	5	4	6	04	2	1	9	9	12	121	8	2	3	12
	122	3	0	3	04	40	9	5	3	29										
						中台 173	1	0	7	15										
	小計	34	3	7	12	小計	25	8	6	22	(城輪へ計上)		小計	25	5	5	15			
計		75	7	3	11	40	9	8	04	20	6	4	26	26	7	8	02			
一 条 村																				
常 禪 寺 前 山	<市條・法連寺>				<政所・岡島田>				<大島田>				<寺 田>							
	58	17	4	1	25	76	11	7	0	00	52	18	6	4	03					
	65	7	9	3	29						71	5	3	5	16					
	77	16	0	5	15						73	6	8	4	22					
											78	30	0	5	01					
小計		41	4	1	09	小計	11	7	0	00	小計	60	8	9	12					
西 澤 山	愛沢3	13	9	8	08	愛沢5	3	4	3	19	35	4	3	4	18	129	5	7	3	18
	長根					長根										崩清水				
	土沢195	22	5	9	12	6	9	1	8	21						129	7	2	04	
小計		36	5	7	20	小計	12	6	2	10	小計	4	3	4	18	小計	6	4	5	22
計		77	9	8	29	24	3	2	10	65	2	4	00	6	4	5	22			
上 田 村																				
常 禪 寺 山	<刈 穂>				<上野會根>				<吉 田>				<鶴 田>							
	61	34	0	5	10	64	20	2	1	16	59	5	8	9	06					
小計		34	0	5	10	小計	20	2	1	16	小計	5	8	9	06					
西 澤 山																123	2	8	8	04
																126	1	6	8	18
																崩清水 126	3	0	4	24
																小計	7	6	1	16
計		34	0	5	10	20	2	1	16	5	8	9	06	7	6	1	16			
合計		<前山合計 305町4反9畝25歩> <西沢山合計 208町3反4畝26歩>																		

同 上

本楯村長 松本 謙吉

同 上

一條村長 佐藤 信厚

(⑤『豊原』)

この「請願」書においては、前山、西沢山が古来から荒瀬郷三三力村の入会地および村々持の草刈場であつて戸数にして九七戸、馬匹三九二頭、耕作地一五三九町が、この林野に依存しており、それなくしては「馬匹ハ飼養ノ途ナク……耕地ハ緑肥堆肥ヲ施」すことが出来なくなることと訴えている。そしてこれらの村々が要求しているのは、代替地の下附と、不要存置林としての払下げであつた。

この特別経営事業は、字前山内だけに限定して実施された。しかもその代替地を日向川と荒瀬川に挟まれた大沢村字滝山に与え、その滝山を、旧鷹尾山入会地とともに縁故村への払下げを決定したのである。それは地元農村からの「請願」による示威運動とともに、特別経営事業のための資金捻出の必要性からの結果と考えていいであろう。こうして、明治三年の下戻申請の却下→三十七年の行政訴訟への動きはこの特別経営事業による衝激を介在としながら急転直下、払下げの方向で解決されることになったのである。

(注)(1) 岡村明達「山林政策の展開と入会地整理過程」(古島

敏雄編『日本林野制度の研究』、東大出版会)、七八頁。

(3) 不要存置林としての払下げ

字前山における特別経営事業との関連で、この時期に払下げとなつた入会地は一五〇〇町に達した。それは荒瀬・平田両郷の村々が藩制期から利用していた常禪寺前山、旧鷹尾山入会地の大部分を含むものであつた。

この二つの入会地のうち旧鷹尾山入会地は地租改正後、荒瀬郷分が字西沢に、平田郷分が字鷹尾山、崩清水、土沢とされ、地元北俣村分は字西沢の他崩清水、愛沢長根等となり、常禪寺字前山は特別経営事業の対象となつて、大沢村字滝山にその代替地が与えられたことを確認しておいた上で、明治三十九年以降の不要存置林の払下げの実態をみれば第9表のようであつた。

藩制期の鷹尾山入会地のうち、地租改正後も字鷹尾山、土沢、崩清水とされた平田郷関係分は、明治四三年に五六四町七反一畝が払い下げられている。この払下げ関係村の中に一條村法蓮寺だけが荒瀬郷から名を連ねているがその経緯は明らかでない。地元北俣村関係も、明治三十七年から昭和三年にわたつて四九二町払下げとなっているが、これらの地所のうち明治三十九年の四一七町には、明治三年に下戻申請して却下された地所のほとんどが含まれている。

荒瀬郷関係では、字前山の代替地として与えられた字滝山二三七町が、明治四一年に八三〇二円四六銭で、本楯村外五力村

へ払下げとなった。このうち本楯村分は滝山五〇町、大峰二四町、東前貝三町計七七町であり、上田村分は滝山の五八町であったという（杉山良太氏談）。この払下料金は各部落（旧村）から徴収したようであり、本楯村大字豊原では「滝山払下げ費用」として二六円拠出している。

他方西沢山についてみれば、その払下げは荒瀬郷関係、北俣村関係のいずれもが、大正一一年と昭和三年になっている。これは不要存置林の払下げの時期としてみれば、この地域だけでなく一般的にみてもきわめて「時期はずれ」のものである。これが何故に明治末ではなく、大正末から昭和初期になったかは明らかでない。推測するに、当時の官有林払下げ事業が、明治二二年からの合併村の基本財産造成を目的としていたことに関わるものと思われる。

荒瀬郷関係についてみれば、明治四一年に払下げとなった滝山の場合、前山の代替地として与えられたものではあったが、その縁故村は当初から合併村（大沢、上田、一條、本楯、観音寺）とされた。そのため払下げの場合も、合併村の名義でなされることに對して、部落（藩制期の村ないし明治九年の合併村——豊原、城輪、保岡等）の抵抗も少なく比較的スムーズに行われたものと考えられる。しかし西沢山の場合、藩制期から続く各部落の權益が、合併村を介せず、そのまま西沢山の縁故村に固着するような關係にあった。例えば、明治末に至ってさえ

も、西沢山中の縁故地の呼び名は、木野内山、福升山、中吉田山等々藩制期来の縁故村名を冠しているほどだったのである。そのため合併村名義で払下げを受け、合併村の基本財産とすることに對しては各部落からの抵抗があり、足並をそろえて申請することにはしばらくの時間を要した結果が、時期はずれの払下げとなったものであろう。本楯村豊原に残されている二つの文書は、そうした経緯があったことを推測させる。

一つは明治四〇年起の『西沢・滝山肥草払下料金帳簿』に収められている二つの文書である。まず、明治四三年には、西沢山払下げの話がかなり具体的に進んでいたことが次の文書より明らかである。

明治四十三年中二北俣村大字丸山地方字西沢四番百貳拾壹番当年中不要国有林御拂下ノ予想二付北俣村大字丸山トノ關係色々交渉ニシテ左之臨時經費相損候

一金拾八円三拾貳錢 臨時費

内金拾円

大字豊原ヨリ補助金内金八円三拾貳錢

左之通賦課スルニ決定

（中略——内容は馬持農家一三戸五〇錢ずつ、その他六戸三〇錢ずつ）

明治四十四年一月十四日

大字豊原惣代 兵田鉄藏

（⑤『豊原』）

第9表 荒瀬・平田郷入会地の不要存置林払下げ一覧表

	年次	地番	面積(町)	代金(円)	関係村(部落)名
鷹尾山・平田郷関係	明治41	鷹尾山9の内	1.89	91.94	中平田村手蔵田
	43	鷹尾山1~8等34筆	234.49	8,228.00	東平田村, 中平田村, 北平田村, 荒瀬郷一條村(新地番鷹尾山1)
	43	土沢184~202, 209, 216, 217, 231~233 崩清水125~129	254.69		東平田村, 中平田村, 北平田村, 南平田村, 内郷村, 北俣村, 荒瀬郷一條村(新地番土沢184, 崩清水125)
	43	鷹尾山67	20.46	718.19	内郷村, 南平田村, 中平田村, 東平田村
	43	鷹尾山237の内	53.18	1,937.06	内郷村, 南平田村, 中平田村, 東平田村
(小計)			(564.71)		
滝西沢山山荒瀬郷関係	明治41	大沢村字滝山1~18, 46~48等40筆	236.87	8,302.46	本楯村, 上田村, 一條村, 大沢村, 観音寺村
	大正11	西沢35, 129	11.22		一條村
	11	西沢4の内	11.50		本楯村
	11	西沢1, 2, 36等9筆	56.04		本楯村
	昭和3	西沢37等11筆	63.18		本楯村, 平田郷北俣村
(小計)			(378.81)		
北俣村関係	明治37	大師石86, 1	8.01	160.15	北俣村
	39	西沢20等65筆	417.08		北俣村
	43	石山140の内	3.63	118.0	北俣村吉ヶ沢
	45	鹿島山121の内	23.64	710.0	北俣村浅井銀吾外31名
	大正11	西沢123	2.10		北俣村
	11	西沢7	9.98		〃
	11	東沢229	11.52		〃
	11	西沢4の内	14.42		〃
	昭和3	西沢123, 143の内	1.53		北俣村吉ヶ沢
(小計)			(491.91)		
合計			1,435.43		

資料：酒田営林署『不要存置林野の処分に関する書類』各年版より。

注 1. 平田郷関係分の中に、荒瀬郷一條村法連寺分が一部含まれている。

2. 荒瀬郷関係分の中に、平田郷北俣村分が一部含まれている。これは地租改正に際して縁故村として形式的に北俣村を加えた関係から生じたものである。五の(一)の(1)『高尾山條約』参照。

3. この表は膨大な書類の中から拾い出したものであるため、関係地についての見落しの可能性もあることをこわっておく。

しかしこの計画は明治四四年になってその変更を迫られた。
同じ『帳簿』の末尾にその経緯を記した文章がある。

鉾海郡北俣村大字丸山地方字西澤四番百貳拾壹番国有林野
不用林相成居候ニ付先般縁故部落有ニ拂下可致決定ノ処今
般山林規則變更相成候ニ付部落有ニ拂下相成ラザル趣キニ
ヨリ村有名儀ニ払下可致事ニ村中一同協議致シ候処村有名
儀ニ払下候ニ決シテ異議ナギトニ確定相成候也 念ノ為メ
協議録ヲ調製シ置クモノ也

明治四十四年十二月十三日

(⑤『豊原』)

つまり払下げを受ける名義は、部落ではなく、村(豊原の場合
は本楯村)でなければならぬ、ということである。豊原部
落では、村有名義でも異議のないことを決議している。しかし
これらの土地は明治末には払下げは実現しなかった。

いま一つの文書は、大正十一年に本楯村長兵田平太から豊原
部落へ差出した次の「證明書」である。

證明書

鉾海郡北俣村字西澤百二十一番

一林野 六町九反貳畝拾貳歩

此特賣拂下代金壹千六拾貳円五拾九銭

今般右林野ヲ秋田大林区署ヨリ特賣ニ付サレ本村ニ於テ之
ヲ基本財産トシテ本村名儀トシテ拂下ケ致シタルハ從來該

《ノート》 庄内平地農村の入会地(下)

地ニ縁故若クハ慣行ヲ有スル本村関係者ノ都合ノ為メ依頼
ニ付形式ヲ假装セルモノニシテ前書拂下ケ代金ハ全部貴殿
等ヨリ提供セラレタルモノナルカ故ニ實質上該地ハ貴殿等
ノ所有タルコト當然ナリトス依テ本日拂下代金全部ヲ領収
スルト共ニ将来ノ為メ茲ニ事實ヲ證明致シ本書差出シ置キ
候也

大正十一年四月二十二日

本楯村長 兵田平太

大字豊原

茂木辰治郎 殿

外 名

(⑤『豊原』)

この文書により西沢山払下げの件が大正十一年になって再び
持ち上がったこと、払下げは本楯村名義で受けることとするが、
村有名義はまさに名義だけであって「實質上該地ハ貴殿等ノ所
有タルコト當然ナリトス」と確約し、払下料金もそれぞれの縁
故部落が負担していることを知ることが出来よう。こうして、
この土地について言えば昭和三年になってようやく払下げとな
ったのであった。

以上のような経過からみて、払下げの形式はあくまでも合併
村の基本財産造成のためとしつつも、実質的には藩制期からの
縁故村(部落)の所有とする、という合併村と部落の間での妥

協の成立の上になつて、払下げが実現したものと推測されるのである。

この大正一一年と昭和三年の二回にわたつて払下げを受けた西沢山一四二町は、一条村大字寺田分一町以外はすべて本楯村関係分であつて、各部落ごとの内訳は次のようであつた。

新田目一八町、上城輪（宮形・星川興野）六町、下城輪（木野内）六町、越橋一四町、高田七町、庭田（正龍寺・市野坪）一二町、豊原（福升・ニツ柳）一〇町五反、北吉田・中吉田一〇町。

最後に、この西沢山の払下げに関連して、地元北俣村と荒瀬郷平地村との間の権利調整の問題があり、その過程で越橋部落の払下地が北俣村へ渡つたことについてもふれておこう。

地元北俣村と平地村の間の長年にわたつて確執があつたことはこれまでも何回かふれてきたところであるが、払下げの場合も、地元北俣村の承諾が必要であつた。そのため本楯村は払下地の一割、一四町の土地を払下げ承諾料として渡すことで話をつけたのである。

この一四町の土地に該当したのが、越橋部落の縁故地であつた。この越橋の土地を北俣村へ渡すに際しては、本楯村が越橋から六〇〇円で買い上げ、本楯村から北俣村大字丸山（西沢山の地元部落）へ渡す形式がとられている。何故越橋の土地がそうした対象となつたかは明らかではないが、越橋部落文書には

次のような「契約証」が残されている。

契 約 証

今回秋田営林局ヨリ公告酒第三号ヲ以テ不要存置国有林野拂下ケ告示相成リタル本郡北俣村字西沢二〇番ニ関スル縁故慣行譲渡ニ付關係者旧越橋部落ト其他ノ關係各部落ト熟議ノ上旧越橋部落ヲ甲者トシ其他ノ各部落ヲ乙者トス左ノ契約ヲ為ス

一、甲者ハ本郡北俣村字西沢二〇番ニ對シ古來ヨリ有シ来レル縁故慣行ヲ代金六百円ヲ以テ乙者ニ異議ナク譲リ渡ス

二、乙者ハ前号縁故慣行ヲ甲者ヨリ譲リ受クルト共ニ該代金六百円ヲ当該拂下ケヲ其筋ヨリ許可相成リタル時ハ直チニ無間違甲者ニ支拂フ

前書契約ハ甲者及乙者共ニ確守シ将来何等異存ナキ証トシテ本書ニ通フ作製シ署名捺印ス各々一通ツ、之レヲ所持スルモノトス

昭和三年四月十四日

本楯村旧越橋部落代表者

甲者 佐藤 清蔵 ㊦

全上 佐藤助五郎 ㊦

全村大字本楯代表者

乙者 池田角右エ門 ㊦

全村旧上星川部落代表者

乙者 仲川勘治郎

㊦

全村旧下星川部落代表者

大場富治郎

㊦

全村大字城輪旧宮形部落代表者

菅原惣右エ門

㊦

全村大字全上旧木ノ内部落代表者

鈴木 鉄蔵

㊦

全村大字豊原代表者

伊藤栄治郎

㊦

全村大字庭田代表者

堀田鉄治郎

㊦

全村旧北吉田部落代表者

藤井長右エ門

㊦

全村旧高田部落代表者

後藤 謙治

㊦

上田村旧鶴田部落代表者

今野勘兵エ

㊦

(④『越橋』)

こうした諸々の経緯を含みつつも、荒瀬・平田両郷の平場農村が利用していた入会山はそのほとんどが払下げを受けた。藩制期からの入会山のうち、国有林として残されたのは、常禪寺

字前山の造林地だけであって、他の多くは民有林野となったのである。今日、この地域の国有林図を見ると庄内と最上の郡界に南北に連なる一帯(藩制期からの御林)と、そこから二階部落の南をとおり北平沢の東側まで東西に帯状に突き出した部分が彩色されている。その帯状の部分が明治四〇年からの特別経営事業で造林された字前山国有林で、その北側の民有山地(荒瀬川まで)とともに荒瀬郷三三カ村の入会地であったところであり、南側の民有山地(北俣川まで)が荒瀬・平田百数十カ村の入会札山・鷹尾山(西沢山)だったのである。

(三) 入会山の消滅

西沢山が荒瀬郷の平場農村へ払下げになった時期——大正末から昭和初期——は、丁度山草、堆肥および豆粕を基調とする段階から、化学肥料を併用する段階への転換が開始される時期であった。先の『善治日誌』には、大正一〇年代からアンモニア、石灰窒素、過燐酸等々の化学肥料が、本田へ利用されはじめたことを示している。その転換の進行とともに山草需要は急速に減退していった。それは水田——農業生産に連結された入会山のもつ意味を低下させた。平場農村の入会山の消滅過程の開始である。その経緯を本楯村のいくつかの部落を中心にみてみよう。

本楯村外五カ村が明治末に払下げを受けた大沢村字滝山(本

楯村分五〇町）は、大正期までは入会山として草刈り利用が続けられていた。それは上田、一條とともに利用したこともあって三カ村入会山と呼ばれ、各部落から入会山経費を役場へ収めて維持管理されてきた。しかし、当初から「村の基本財産」として払下げられた経緯もあって、草刈り取り利用が急減する戦時期から戦後まもない時期にかけて、学校や役場の建築費捻出のために売却され消滅した。

事実上藩制期ないし明治九年の合併村（部落）へ払下げられた西沢山についてみれば、宮形部落（一二戸）の場合五町歩を当初から馬持農家四戸だけで払下げを引き受け、その時点で入会山としての性格は消滅し、戦後になって個人分割し、杉が植林された。

豊原部落（二〇戸）の場合も、大正一一年の一町五反は三戸だけで引き受け、昭和に入って間もなく北俣村の農家へ売却されている。昭和三年の一〇町五反は、一応部落として払下げを受けているが、昭和一七年に四二五〇円で新田目部落へ売却し、部落の入会地のすべてを失っている。

木野内部落（二二戸）の場合は、西沢山四町、前貝山五町の払下げを受け、昭和一五年頃まで入会山として使用しているが、戦中から戦後しばらくの間はほとんど利用しないまま放置し、戦後二六年に植林、個人分割した。この他黒川山五町を持っていたが、この山は昭和初期に植林をし、戦時中に売却して、か

わりに部落田三反を購入している。

越橋部落の場合は先にみたように払下げ時点（昭和三年）で本楯村へ売却し、その代金は部落財政にくみこまれ様々に運用されている。

以上のように、入会秣山としての機能は大正一一年の払下げとともに崩れはじめ、戦時体制下においてほぼ完全に崩壊し、戦後も再び秣山としては機能を復活することなく消滅していったのである。

六 むすびにかえて

庄内平地農村の入会地と題して、飽海郡荒瀬郷の村々の入会地の変遷過程をみてきた。小稿のねらいが、これまでほとんどふれられることのなかったこの地域の、入会地関係資料の紹介にあつたことを思えば、入会地が消滅し、それ故入会関係資料の紹介も尽きたところで稿を閉じるべきであろうが、残された課題を明確にする意味を含めて二、三の点に言及しておく。

一つは入会地利用と村落構造の関連についてである。戦後農地改革後の農村社会を「半封建的」と規定する見解においては、水利用と入会地の性格をめぐる議論が大きな位置を占めていた。そこでは地主と小作人、村役人層とその他の農民との「身分的」差別が、入会地や水利用にも投影されて、より鋭く発現するものとされていたようである。

これまでみてきたように、われわれが直接対象とした地域、飽海郡荒瀬郷の古村の場合、藩制期から、そうしたヒエラルヒッシユな関係や、村落構成員間における不平等な入会地利用の関係を裏づける資料はほとんど見ることが出来ない。例えば明治一二年に事実上個人分割されている五ヶ村谷地についてみれば百姓株一人分につき五畝一四歩という平等分割であり、ここでは村役人の特権も、田畑の耕作あるいは所有面積の大小も無関係に、村の構成農家一戸イコール百姓株一個という建前で分割されている。

また東山の利用形態についてみても、村構成員内部での利用形態を知ることが出来る明治三〇年以降についてみれば、実際の利用量、利用範囲の大小を反映した馬持農家と歩行農家との（利用料金額上の）区別はあっても、差別的な利用制限は全く存在せず、その限りで平等な入会山利用が行われていたことが確認される。

さらに入会山を囲い込んで造林された国有林における、半封建的な労働力調達機構の一つとされている『国有林保護組合』についてみても、労働力提供農家は小作貧農層ではなく、馬持ちの年雇経営農家が主であり、単純に国有林による囲い込み↓農民層の零落↓零落した貧農層の低賃金での、国有林への労働力提供という図式では律し得ない関係を、この地域でももっていたのである。

以上のような村落構成員間の平等な入会地利用関係は、すぐれて、村落構成員の性格に規定されたものであろう。われわれが村方資料として依拠した村々は、藩制期でいえば二ツ柳、福升、木野内、宮形、星川興野等々であったが、これらは総じて、水呑も、村方地主も持たない純粹の本百姓村であり、しかも地租改正時点までは、他村入作割合も一割にも達しない「自作農」の村であった。

こうした村の性格は、飽海地方でみれば平場古村には共通したものである。しかし一六〇〇年代中期以降に村立された新田村は、村内に村方地主と水呑百姓をかかえ、あるいは酒田の商人地主によって村の土地の大半を奪われ、村人は小作農化している村々が圧倒的に多い。そうした新田村——村内・外にヒエラルヒッシユな関係を藩制期から形づくっていた村における入会地利用が、どのようなものであったかについては、あらためて資料を探索し分析することが必要であらう。

二つは、われわれが対象とした平場古村では、入会地利用が基本的に平等な利用関係にあった、とした場合、なお一点明確なままに残された問題がある。それは一七〇〇年代半ばから、鷹尾山札御年貢が、村落構成農家の高掛割となっていることをどう理解するか、という点である。それ以前においては、入会形態自体が惣入会で、年貢は山札一枚につき二升という形式が守られ、本田の高とは直接関連性をもたない利用形式であっ

た。その形式を村々の自発的な申し合わせによって事実上一村

限の入会と改変し、しかも年貢負担を本田高に引き寄せて負担するようになるわけであるが、入会年貢負担の高に応じた違いが、入会地利用において高に規定された不平等な関係を結果したかどうか、この点を解明する資料はついに見い出すことが出来なかった。この点は、入会山の草刈取量が、本田高に比例したものである限りにおいては不平等とすることは出来ないであろうが、草供給量の逼迫と、年貢負担の大小を背景に、下層農家の採草量を制限する方向での利用があったとすれば、一つの問題を提起することになる。こうした問題は、古島敏雄氏によって早くから提起されていたのであったが、本稿でも藩制期については、ついに明確な結論を出すことが出来なかった。ただ、明治三〇年代以降においては、そうした意味での不平等な関係がなかったことは、先に記したとおりである。この問題は、次の点とも大きく関係する。

つまり第三の問題として、農法体系の変化と稈需要、入会地利用の関係である。周知のように、飽海平場農村は、明治三〇年代に、明治農法——圃場の乾田化と馬耕導入を基軸とした一連の技術変化をとげたところとして名高い。それ以前は、畝歩単位の圃場に周年水を張り、人力耕を中心とした人為的湛水田農法体系下にあった。この農法変化が、山草利用（需要）にいかなる変化を与えたか、本稿では全く言及することが出来な

った。

乾田・馬耕が一般化する明治三〇年代は、入会谷地がほぼ消滅し、肥草・稈の供給が（土手や畦を別とすれば）、東山だけにとじこめられた時期である。それ故、湿田・鋤耕の時期に比して、草供給量は減少こそすれ、増加することはない。そうでありながら明治三〇年代以降、山草供給が非常に逼迫し、それが稲作生産へ影響を与えたり、村相互、あるいは村落内農家の対立、抗争をもたらしたという類の記録、語り伝えはほとんど残されていない。

金肥が、そうした草供給量の減少を補ったであろうことは充分予想されるところであるが、明治中期までの金肥として確認されているのは、干鰯と醬油粕、酒粕および大豆である。

これらの点を解明するためには、湿田時代の農法体系のより詳細な研究、資料発掘が必要であろう。その場合、乾田化された段階ではその痕跡もとどめていない刈敷についての、湿田時代における存在の有無、消滅した時代の確定が一つのポイントをなすであろう。

（庄内の藩制期における農作業の内容については、まだ全く解明されていないといってもよい研究段階にあるようであるが、酒田図書館に保管されている『大原家文書』には明治二年の「農事心得書」が含まれている。そこでは「肥養蓄方ノ事」として次の記述がある。

肥養ハ青草或ハ藁ヲ集メ馬小屋ノ下ニ敷キ馬ノ両便ト共ニ腐レタルヲ用ユルアリ又干鰯ヲ用ユルアリ

みるように、ここには山草の刈敷利用は記されておらず、厩肥と干鰯「およびこの後で人間の両便が出てくる」だけである。先の問題を考える上で一つの手懸りとなろう。

最後に、ほぼ第二次大戦前後をもって消滅した入会地のその後の姿を紹介し、全体の結びとしたい。

旧日向川の南東部へ接した西部入会谷地は今日では一面の美田に変わっている。酒田駅から羽越線で北上すると間もなく線路の両側に一反区画の水田が開けているが、そこが飽海の耕地整理を経た後の、西部入会谷地の今日の姿である。

東山入会地は、その一部が鷹尾山ゴルフ場となって、国鉄の沿線からも地肌があらわたった姿を見ることが出来る。そのゴルフ場と東側の杉林一帯が、平用・荒瀬郷の村々の入会地であったところである。

入会山は、水田の生産力維持にとって不可欠である限りにおいて、稲作村落における共同管理、共同利用の場として存続した。昭和戦前期から戦中期にかけてのその消滅は、農業生産との関係からみれば秣・肥草場が不必要となったことを意味し、その限りで安楽死であった。

その典型は豊原部落の場合である。豊原では、東山への草刈

り需要がなくなった時点で入会山を売り払い、戦時中から戦後しばらくの間部落の山を持っていない。つまり秣場としての入会山は、水田と一体となつてはじめて価値を有し、山それ自体の資産的所有という観念はなかったのである。

そうした事情が加わってのことであろう、大沢村、日向村地内にあつた荒瀬郷の村々の入会山のうち数百町歩は、払い下げられて間もなく酒田の本間家や観音寺の佐藤家、日向村の池田家等々の地主が兼併するところとなっている。

平坦部の村々が、山のもつ資産的価値に注目し、植林へ向かうのは昭和二五年以降である。戦時中から戦後の数年間、荒れ放題にしつつも自分達の山を所有し続けた部落——新田目、木野内、宮形等——では、昭和二六年頃から一斉に杉の植林を開始した。新田目部落の場合は昭和二六・二九年にかけて、二〇町を植林している。この頃になると一度山を失した部落でも再び山の購入へ向かい、植林をはじめた。秣場としての入会山時代との違いは、その多くが登記上は個人分割されていること、表向き部落有とされている山も、厳密には、部落の構成員全員的所有ではなく、一部の農家（数から言えば部落構成農家の八・九割に達するが）の記名共有地となっている点である。

二六年に植林された杉は、昨年からすでに間伐が開始された。

(完)